基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年６月29日　　国土交通大臣　石井　啓一

種類	実施時期	提供範囲	地図情報レベル	摘要
火山基本図データ	平成29年	西之島	2500	平成29年測量
地理院タイル（火山基本図データ）	〃	〃	〃	〃

備考　地図の提供開始日　平成29年６月30日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４８号

北海道小樽市張碓町173番地、前住所札幌市手稲区新発寒４条６丁目３番８号　サンハイツ102号

債務者　須田　和恵

1　決定年月日時　平成29年６月16日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第３０号

岩手県花巻市諏訪292番地５

債務者　堀口奈緒美

1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第３１号

岩手県花巻市星が丘２丁目３番２号カーメル樹Ｂ102号、旧住所岩手県花巻市東和町安俵４区136番地市営滝ノ沢住宅４号

債務者　滝本さとみ

1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第８３号

秋田市旭川南町17番40号

債務者　鈴木　建男

1　決定年月日時　平成29年６月16日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１号

福島県相馬市和田字中迫28番地の１、前住所東京都大田区池上３丁目21番９号　ドムス131　101

債務者　原澤　弘機

1　決定年月日時　平成29年６月16日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第８３号

福井市水越１丁目510番地５、住民票上の住所福井県坂井市坂井町東中野第12号６番地49

債務者　長谷川邦允

1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号

長野県伊那市富県949番地

債務者　山﨑　秀夫

1　決定年月日時　平成29年６月16日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第１２８号

兵庫県川辺郡猪名川町林田字南山12番地の46

債務者　森安　康二

1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号

兵庫県川辺郡猪名川町伏見台５丁目３番地４

債務者　田中　紀行

1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２９０号

兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番12―313号

債務者　西影　和子（旧姓西川）

1　決定年月日時　平成29年６月14日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０９号

兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目５番24号　室田マンション207号

債務者　高野　倫也

1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３３号

兵庫県西宮市津門呉羽町７番16―306号

債務者　宮脇伊佐夫

1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５７号

奈良県香芝市磯壁３丁目111番地　サンシャイン二上303号、前住所愛知県小牧市新町２丁目130番地１　パインハイツ203号

債務者　平賀　健一

1　決定年月日時　平成29年６月16日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第８８号

奈良県香芝市旭ケ丘５丁目19番地12

債務者　星山　仁志

1　決定年月日時　平成29年６月16日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係